

8

事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業主の氏名(法人の名称)、事業主の住所(本店所在地)、事業の名称、所在地、種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を管轄のハローワーク(所掌1の場合は労働基準監督署)に提出してください。

なお、所在地の変更により、管轄のハローワークが変わる場合は、変更後の所在地を管轄するハローワークに提出してください。(他都道府県に変更される場合も同様に変更届による手続きが可能となりました)

◎記入にあたっての注意事項

必ず「労働保険番号」、「変更年月日」、変更箇所(変更前と変更後)、変更理由の記入をお願いします。(変更のない部分については記入不要です。)

所在地移転に伴い電話番号が変わる場合は、「名称・氏名」の中の電話番号欄を記入してください。複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとに作成してください。

◎その他注意事項

提出時に変更内容が確認できる資料(登記簿謄本写し、賃貸契約書写し等)を確認させていただくことがあります。また、雇用保険適用事業所は、ハローワークへ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。(詳しくはハローワークへお問い合わせください。)

9

電子申請による年度更新手続について

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署の窓口へ出向くことなく手続を行うことができます。(電子申請するにあたっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行した電子署名用の電子証明書の取得が必要です。)

また、年度更新申告書に「アクセスコード」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードした日に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

詳しくは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)や、P.20～P.22に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号0570-041041(PHS・IP電話等の場合017-721-0363)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)へお問い合わせください。※通話は有料。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入にあたっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

提出用

平成 24 年 月 日

あて先 〒XXXX-XXXX
〇〇市〇〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuu

労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力微定コード

※各種区分 管轄(2) 11 保険関係等 06 業種 産業分類

①労働保険番号 XXX301000001-000

②増加年月日(元号:平成は7) 元号 月 日

③事業廃止等年月日(元号:平成は7) 元号 月 日

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高齢労働者数 ⑦保険関係 ⑧保険理由コード

⑦区分 算定期間 平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

(イ) (イ) 1000分の(イ)

(注2)(注1) 右欄による一般拠出金

アクセスコード